

Japanese Practice News

Apr 2022. No. 4 | KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

営利事業者の小型乗用車リースの仕入税額控除規 定に関する財政部の解釈通達

営業税法において社用小型乗用車購入時の仕入営業税の仕入税額控除は認められていません。一方、小型乗用車のリース料の仕入営業税の仕入税額控除が可能か否かについて、財政部は2022年1月7日に、小型乗用車のリース料の仕入税額控除が認められない状況について解釈通達を発表しました。

営利事業者が9席以下の社用小型乗用車をリースで取得し、そのリースの条件が5つの項目の一つに該当する場合は割賦購入の性質に属するとして、リース料の仕入営業税の仕入税額控除は認められないと説明しています。 社用小型乗用車のリース計画時にご留意ください。

営業税	付加価値型及び非付加価値型営業税法 § 19 第1項第5号の規定		
仕入税額	一般購入	割賦購入 (一般購入とみなす)	リース(賃借)
仕入税額控除の 可否	控除不可	控除不可	控除可
要件	9席以下の社用 小型乗用車 (販売用及び サービス提供用 は含まれない)	 リース期間満了時に、リース車両の所有権が借手に移転する。 借手がリース期間中にリース車両の購入選択権を有し、選択を有し、選択を有し、選択を有し、選択を有し、選択を付使日における当該車両の公正価値より大幅に低い価格で購入することができる。 リース期間がリース車両の経済的用年数の3/4に達する。 リース料の現在価値がリース率両の公正価値の90%に達する。 その他、リース車両の所有権に付随するリスクと経済的便益がすでに移転されたことを十分に証明することができる。 	従業員個人への報酬としての物品又は役務に属さず、本業及び付属業務の使用に供する。 ① 当該車両の使用が一定レベル以上の従業員に限定されない。 ② 車両は集中管理又は一元管理されている。

国税局は、営利事業者がリース業者との契約に基づいて支払ったリース料の仕入税額控除の可否について、当該契約が「リース」に見えるか否かに関わらず、前述の規定に基づき実質的に審査すると説明しています。

国税局は以下の例を挙げて説明しています。

A社はリース業者とリース契約を締結し、9席以下の小型乗用車を月額NT\$15,000で賃借することを約定した。 当該車両はリース期間の3年満了後に無条件でA社の所有となる。この種のリース方式は割賦購入の性質に属すため、A社が毎月支払ったリース料の仕入税額を販売税額から差し引くことはできない。

営利事業者が前述に属さない9席以下の小型乗用車をリースにより取得し、従業員個人への報酬としての物品又は役務に属さず、本業及び付属業務の使用に供し、以下の2項目の要件を同時に満たす場合、支払った仕入税額は販売税額から差し引くことができる。

- ① 当該車両の使用が一定レベル以上の従業員に限定されない。
- ② 車両が集中管理又は一元管理されている。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区 信義路5段7号68F

T:+886 281016666 (代表)

F: +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091 科学園区展業一路11号 T+886 3 579 9955 F+886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中区 民生路2段279号16F T+886 6 211 9988 F+886 6 6229 3326

台中事務所

台中市40758西屯区 文心路二段201号7F T+886 4 2415 9168 F+886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金区 中正四路211号12Fの6 T +886 7 213 0888 F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号: 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号: 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号: 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号: 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号: 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 28758 9751 内線番号:19065 E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号: 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者:林 琇宜 統括/KPMG台湾